

文書開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

印

年 月 日付けで申出のあった文書の開示については、一般財団法人静岡県労働福祉事業協会情報公開規程第11条第1項の規定により、次のとおり全部を開示することに決定したので通知します。

文 書 の 名 称			
文書の開示を実施する日時及び場所	日 時	年 月 日 時 分	
	場 所		
担 当 部 所	電話番号		
備 考			

- (注) 1 文書の開示を受ける際には、この通知書を職員に提示して下さい。
2 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当部所に連絡して下さい。
3 開示決定に係る文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から異議申出があったときは、その全部又は一部を開示することができなくなる場合があります。